

(公印省略)

平成 26 年 1 月 15 日

関係各位

一般社団法人 日本コミュニティガス協会
九州支部長 竹野 純一

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

拝啓

初春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関し、平成 25 年 12 月 3 日付け国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通達の「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」（国土専建第 49 号）で既にご高尚のことと存じますが、当支部といたしましても、地域におけるガス事故撲滅の観点から、是非とも貴協会所属の事業者の方々に下記事項に関し、文書の送付、各種会合における説明等により周知方お願いいたします。

- ・ 工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会を求めること。
- ・ ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業者全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ・ ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・ 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ・ 工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

敬具